

1. 提案団体名：一般社団法人 日本国際知的財産保護協会
会長 長澤 健一
2. 窓口担当者：国際協力部 石川 聖
3. 連絡先：〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-14-1 郵政福祉琴平ビル 4 階
03-3591-5304
satoshi.ishikawa@aippi.or.jp

4. 提案・理由：

(1) 画像デザインの保護について

現行意匠法では、GUI等の画像デザインの保護対象は、物品に記録された画像であることや物品に表示される画像であること等が要件とされている。また、意匠の侵害行為は、意匠に係る物品の製造、使用、譲渡、貸し渡し、輸出、輸入等の行為に限定されている。

① 以下の画像について、意匠法の保護対象とすることについてどう考えるか。

・物品に記録されていない画像（クラウド上の画像、ネットワークによって提供される画像など）

(提案)

クラウド上の画像やネットワーク上の画像まで保護を拡大することについては、具体的な保護対象、物品性（機能・用途を明確化する要件を含む）など、慎重に検討すべきと考える。

また、これに当たっては、②の侵害要件との関係についての考慮が必要である。

(理由)

近年のIoTの普及や今後クラウド上の画像等の開発は増加することが予想されるとともに、国際調和の観点からも、物品に記録されていない画像の保護の必要性は増してくると考えられる。

他方、あとからダウンロード可能なソフトウェアの画像が物品に付随する形で「〇〇機能付き電子計算機」として、現行制度でも保護対象となっているが、「ネットワークを通じて画像を含むソフトウェアを提供する行為」や「画像をクラウドサーバーにアップロードする行為」について確実に侵害捕捉することがむずかしくなっており、「〇〇機能付き電子計算機」の意匠権がどこまで及ぶのかが不明確という課題も存在する。

したがって、今後の技術の進展と現行意匠制度での保護の可能性について、検討すべきと考える。なお、その際、②の侵害行為の観点での検討も必要と考える。

・物品以外に表示される画像（壁や人体に投影される画像、拡張現実や仮想現実上で表示される画像など）

(提案)

投影画像やAR・VR画像について意匠権による保護ニーズが存在する中で、物品との一体性要件が厳格にすぎると保護されないという課題がある。現行制度において、「物品と一体として用いられる物品」に表示される画像デザインとしては、2条2項に規定される操作画像のみが保護対象となっており、2条1項に規定されるような表示画像（ユーザーの視線を誘導する画像や操作を誘う画像を含む。）については、物品と密接不可分に一体となっているもの以外は保護されないということになっているので、画像デザインの保護拡充に当たっては、保護対象となる画像がどのようなものか、定義や具体例などを整理した上で検討すべきと考える。

- ・ 物品の機能と関係のない画像（装飾的な画像、コンテンツ画像など）

（提案）

特に保護の対象とする必要はないと考える。

ただし、現行の操作や機能を表示する画像に加え、物品の状態を表示する画像も保護対象とすべき。

② 画像をクラウドサーバーにアップロードする行為や、ネットワークを通じて画像を含むソフトウェアを提供する行為を、侵害行為として位置付けることについてどう考えるか。こうした行為を侵害行為と位置付ける場合、「実施」の定義（意匠法第2条第3項）を新たに設けるべきか、又は「侵害とみなす行為」（同法第38条）に新たな類型を設けるべきか。

（提案）

①と併せて考えるべきであり、物品の一体性を広げる場合には、特許における間接侵害の要件と同等の要件を追加する必要があると考える。

（理由）

クラウドやネットワークからのダウンロード行為はユーザの行為となることから、間接的にこれを行わせるような行為を侵害とする必要がある。（特許と同様に主観的要件も入れる必要あり。）

（2）空間デザインの保護について

現行意匠法上では、建築物（不動産）は保護の対象外である。また、店舗やオフィス等の内装のデザインは、一意匠一出願の要件を満たさず、意匠登録を受けることができない。

- ① 建築物（不動産）を意匠法の保護対象とすることについてどう考えるか。
- ② 店舗やオフィス等の内装デザインを意匠法の保護対象とすることについてどう考えるか。

（提案）

個別の産業やビジネスで抱える課題を明確にしたうえで、保護の必要性について検討すべきと考える。

（理由）

建築物（不動産）において、現行意匠制度でどのような問題が生じているのか不明なため。

(3) 関連意匠制度の拡充について

現行意匠法では、同一出願人による類似の意匠群を保護するために、本意匠に類似する意匠（関連意匠）を登録できる制度を設けている。関連意匠の出願が認められるのは、本意匠の公報発行日前までとされている。

① 本意匠の公報発行日後において関連意匠の出願を認めることについてどう考えるか。

（提案）

必ずしも関連意匠制度の拡充にとられず、他の制度を含めて幅広く検討して頂きたい。

（理由）

本意匠の公報発行後における関連意匠の出願を認めることは、新規性を喪失した意匠の登録を認めることになるとも考えられる。

そのような問題点を解消するうえで、例えばシリーズ化されたデザインの共通性を担保するために、米国の継続出願や一部継続出願制度の様な新たな制度の導入も含めて検討して頂きたい。

② 関連意匠にのみ類似する関連意匠の登録を認めることについてどう考えるか。

（提案）

不要と考える。

（理由）

関連意匠制度の趣旨が、「同一出願人から一定の条件を満たす出願がなされた場合に限り、関連意匠を本意匠と同等の価値を有するものとして保護するもの」であるため、本意匠に類似しない関連意匠にのみ類似する関連意匠の登録を認めることは、制度趣旨に反するものとする。

③ 関連意匠の存続期間をどのように設定すべきか（本意匠の存続期間に合わせるべきか）。

（提案）

合わせるべきである。

（理由）

関連意匠制度の趣旨が、「同一出願人から一定の条件を満たす出願がなされた場合に限り、関連意匠を本意匠と同等の価値を有するものとして保護するもの」であるため、本意匠の存続期間に合わせるべきと考える。

(4) 意匠権の存続期間の延長について

現行意匠法では、意匠権の存続期間は、登録日から20年とされている。

- ① 意匠権の存続期間を25年に延長することについてどう考えるか。

(提案)

各分野の事情を踏まえて、適切な期間を検討すべきと考える。

なお、②の存続期間の起算日を登録日から出願日に変更を検討する場合には、権利期間の短縮不利益を無くする為に、期間延長が必要と考える。

(理由)

製品分野ごとに権利期間が延長されることの影響は異なるものとする。

- ② 存続期間の延長に併せて、意匠権の存続期間の起算日を、登録日から出願日に変更することについてどう考えるか。

(提案)

制度調和によるメリットと、変更に伴うユーザの負担の増加を勘案し、総合的に検討すべきと考える。

(理由)

出願日起算の国が多いものの、起算日の変更は、管理システムの変更等、ユーザの事務負担が大きいため、それらのバランスを考慮して検討すべき。

- (5) 複数意匠一括出願の導入について

現行意匠法では、意匠登録出願は、一つの出願に複数の意匠を含めることは認められていない。

- ① 複数の意匠を一括出願することを認めることについてどう考えるか。

(提案)

ユーザにとっては、事務管理負担増につながることから、欧州などと同様に料金の割引制度の導入を合わせて検討する必要があると考える。

また、複数一出願した意匠について、個別に一つ一つの意匠が検索・表示されるような、特許庁データベースサービスの改良が必要とされると考える。

(理由)

ユーザ側にシステム変更や更新など管理的な負担が発生するので、特許庁側で番号を個別に付与するなどの対応が必要と考える。また、ユーザのクリアランス作業にも大きな負担となるので、複数一括出願した意匠についても個別に一つ一つの意匠が検索・表示されるようなデータベースの構築が必要である。

- ② その際、一括で出願できる範囲について、諸外国のような制限を設けるべきか。

(提案)

権利関係が煩雑になるため、範囲制限は設けるべきと考える。

(理由)

後のクリアランス面等の理由から、分類ベースが望ましい。ただし、ロカルノではなく、日本分類ベースとする方が分かり易いものとする。

- ・一括出願に含める意匠の数の上限を設けることについてどう考えるか。

(提案)

上限は設けた方が良く考える。

(理由)

国際調和も考慮して、国際出願の上限 100 件あれば十分な範囲と考える。

- ・一括出願の範囲を制限する必要があるか。

(提案)

範囲制限は設けるべきと考える。

(理由)

ユーザの使い勝手の面から考え、日本分類ベースとする方が分かり易いものとする。

(6) 物品区分表の見直しについて

現行意匠法では、省令で定める物品区分表に掲げられた物品の区分と同程度の区分を記載していない出願については、拒絶理由の対象とされており、権利化の遅延につながっている。これを直ちに拒絶理由としない仕組みとすることについてどう考えるか。

(提案)

直ちに拒絶しない仕組みには賛同する。

(理由)

審査官から出願人への電話連絡等による自発補正の機会をつくったり、職権訂正の活用などで遅延解消を図ることが望ましいと考える。